

平成 29 年 10 月 19 日

教 員 各 位

動物実験委員会委員長

### 安全管理を要する動物実験について（通知）

現在、本学で行われる動物実験については、動物実験委員会にて審査・承認を行っています。しかし、病原体の感染動物実験、有害化学物質の投与動物実験、放射性物質の投与動物実験については、特別な安全設備などが必要であるにもかかわらず、明確な学内規定が定められてきませんでした。

については、「国立感染症研究所病原体等安全管理規定（国立感染症研究所）」に定めるバイオセーフティレベル（以下、「BSL」という。）分類および病原体等の取扱い動物実験バイオセーフティレベル（以下、「ABSL」という。）分類が1の動物実験に関して「病原体等を用いた動物実験に関するガイドライン」を定めることとしますので、関係する教員各位はご承知おきください。

また、本学では BSL 分類および ABSL 分類が 2 以上の病原体の感染動物実験、有害化学物質の投与動物実験、放射性物質の投与動物実験は原則行わないこととしますので、ご留意ください。

なお、やむを得ずこれらの動物実験を行う必要がある場合は、動物実験計画書を提出する前に動物実験委員会に申し出ていただきますようお願いします。

先生方におかれましては、本学の動物実験が適正に運営されますようご協力をお願いします。

#### 1. 新たにガイドラインを定める動物実験

- ・ BSL 分類および ABSL 分類が 1 の病原体の感染動物実験

#### 2. 本学では原則行わないこととする動物実験

- ・ BSL 分類および ABSL 分類が 2 以上の病原体の感染動物実験
- ・ 有害化学物質の投与動物実験
- ・ 放射性物質の投与動物実験

以 上